

「エネルギー高度化利用促進法」の制定に向けて

エネルギー政策基本法(2002年)

法の目的

エネルギー需給に関する施策を長期的、総合的、計画的に推進

エネルギー政策の基本理念

「安定供給の確保」、「環境への適合」、「市場原理の活用」、即ち3Eの達成

「エネルギー基本計画」の策定

10年先を見越したエネルギー政策の基本的方向性を示す(原則として3年毎の見直し)

実施法 (入口段階の規制 石油は非推奨)

石油代エネ法(1980年)

(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律)

法の目的

石油依存度の低減

(石油代替エネルギーの開発及び導入)

「代エネ」の定義

石油以外の燃料、
石油以外のエネルギーから発生する
熱・動力・電気

新エネ法(1997年)

(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法)

法の目的

新エネルギー利用の促進

「新エネルギー」の定義

石油を起源としないエネルギーのうち、
経済性から普及が進展しないもの

……▶ 太陽光、風力、バイオ、天然ガスコジェネ等

石油の有効活用を阻害

問題点

1. 今後とも一次エネルギーの40%以上を占める石油の利用効率が改善されない



地球温暖化対策(CO2対策)に逆行
産業競争力の強化に逆行



石油残渣IGCCの普及を阻害
石油コジェネの差別的扱い
(vs 天然ガスコジェネ)

2. 過度な脱石油は中東産油国の反発を招く



エネルギーセキュリティ対策に逆行



石油火力発電の实质新設禁止

- (1) 現行の石油代エネ法・新エネ法のように、エネルギー種別で規制し、石油起源という理由だけで有効・高度化利用を妨げるような入口段階の規制は改めるべき。
- (2) 出口(最終消費)段階で安定供給性、環境特性、効率性を適正に評価のうえ、最も優れたものを推進し得る枠組みに見直すことで、より広範な技術革新を促し、石油、天然ガス、石炭など、各エネルギー資源の潜在的可能性を最大限引き出せるような制度とすべき。

[石油業界の取組み事例] 軽油の低硫黄化 12,000ppm 10ppm以下 (30年間で1,200分の1まで低減)
2005年1月からガソリンと軽油のサルファーフリーを達成(800万t-CO2の削減効果)

「エネルギー高度化利用促進法」の新設が必要